

第 31 回 岩国市都市計画審議会

議 事 録

(写)

令和 3 年 4 月 23 日

第 31 回 岩国市都市計画審議会会議録

○日 時 令和 3 年 4 月 23 日（金曜日） 10 時 00 分～11 時 30 時

○場 所 岩国市役所 6 階 全員協議会室

○次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 議事録署名委員の指名について

(2) 議案第 43 号 岩国都市計画地区計画の決定について

(3) 議案第 44 号 岩国都市計画道路の変更について

(4) 諮問第 25 号 岩国都市計画道路の変更について

3 閉 会

○出席者〔委員 13 人〕

委 員（1 号委員）	塚 本 俊 明	隅 喜 彦	
	安 本 政 人	梅 川 仁 樹	
（2 号委員）	桑 田 勝 弘	大 西 明 子	中 村 雅 一
（3 号委員）	秋 山 公 志	重 富 寿	松 本 幸 司
（4 号委員）	植 松 義 博	桑 重 和 昭	河 野 摩 理

○欠席者〔委員 3 人〕

委 員（1 号委員）	榊 原 弘 之
（1 号委員）	廣 田 登 志 子
（2 号委員）	細 見 正 行

○傍 聴〔0 人〕

[10時00分 開会]

- 事務局 定刻となりましたので、本日の審議会を始めたいと思います。本日は大変お忙しいところ、岩国市都市計画審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。

ただいまから第31回岩国市都市計画審議会を始めさせていただきます。私は、事務局を担当しております都市計画課の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、依然として新型コロナウイルス感染拡大が収束していない状況ですので、出入り口及び窓を開放した状態で審議を行いますのでご了承ください。また、出入り口にはアルコール消毒を設置しておりますので、部屋を出られた場合は部屋に入られる前にアルコール消毒を行いますようご協力よろしくお願い致します。

それでは会議の開会にあたり山中都市開発部長よりご挨拶申し上げます。

- 山中都市開発部長 皆様おはようございます。都市開発部長の山中でございます。本日はお忙しい中、また4月の年度初めということで大変慌ただしい中、第31回岩国市都市計画審議会にご出席をいただき誠にありがとうございます。また平素から市政ならびに都市計画行政の推進にあたりましてご理解・ご協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

さて、本日の審議会でございますけれども、2件の議案と1件の諮問がございます。1件目は黒磯地区の岩国医療センター跡地の土地利用に関する地区計画についてご審議をいただきたいと思っております。この岩国医療センター跡地につきましては平成28年に岩国市の方が土地を取得しております。その土地利用について、いままで市民のみなさんや関係機関と協議・意見交換をしまして土地利用の計画が定まってきたところでございます。これに関して都市計画法に規定する地区計画を決定しようというところでございます。

2件目の議案と3件目の諮問といたしましては、これまで岩国市の方で取り組んでおります岩国都市計画道路の見直しについてでございます。これまで御庄地区、岩国・横山地区の見直しを行ってまいりました。このたびは国道188号及び南岩国地区の都市計画道路の見直しについてご審議をお願いしたいと思っております。以上、今回は3件ということになりますが、皆様方におかれましては忌憚のないご意見を賜りますよう、よろしくお願い致します。

- 事務局 それでは、議事に入ります前に、この度は1号委員と4号委員の方においては令和3年2月22日をもって任期が満了したため令和3年2月23日から令和5年2月22日まで再任いただきました。この度の任期満了に伴う委員の変更はございませんので、皆様引き続きよろしくお願い致します。

なお委員の変更がないことから会長につきましては引き続き塚本委員お願いいたします。

それでは、本日の委員の出席についてご報告申し上げます。本日、廣田委員、榊原委員、細見委員が所用により欠席とのご連絡をいただいております。以上、委員 16 名のうち現在 13 名の出席がありますので、岩国市都市計画審議会条例第 7 条第 2 項の規定による定足数を満たしており、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。先日開催通知とともに送付させていただきました表紙が青色の帯の第 31 回岩国市都市計画審議会審議資料、表紙が緑色の帯の第 31 回岩国市都市計画審議会参考資料、また、本日席上には議事日程、委員名簿、配席表を配布させていただきます。以上となりますがよろしいでしょうか。

それでは、ここからは塚本会長に議事進行をお願いします。塚本会長よろしくお願いいたします。

○塚本会長 皆様おはようございます。それではこれより議事に入ります。お手元に配布しております議事日程にもとづき議事を進行させていただきます。

まず日程第 1 議事録署名委員の指名についてでございますが、本日の会議を進めるにあたりまして規則第 13 条では、会長は、会議の議事録を作成し、会長の指名した委員 2 人が署名押印の上、保存するものとする規定されているため、安本委員、中村委員を本日の会議の議事録署名委員に指名します。よろしくをお願いします。

続きまして、審議事項に入らせていただきます。本日は、県が定める都市計画に対して意見を求められた諮問 1 件と市が定める都市計画について議決を要する議案 2 件の審議がございます。

まず日程第 2 議案第 43 号岩国都市計画地区計画の決定について審議したいと思います。それでは事務局より説明をお願いします。

■議案第 43 号

○事務局 それでは議案第 43 号岩国都市計画地区計画、黒磯いこいと学びの交流テラス地区計画の決定についてご説明したいと思います。説明内容はこちらになります。はじめに地区計画についてご説明し、2 つ目に黒磯地区の福祉交流のまちづくりについてご説明し、3 つ目に地区計画を決定する目的についてご説明し、最後にその決定内容についてご説明いたします。

それでは、はじめに地区計画についてご説明します。地区計画は都市計画法第 12 条の 5 に定められており、「建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備し、開発し、及び保全するための計画」とされ

ています。例として、一般の都市計画が用途地域などの土地利用に関する計画や都市計画道路など都市施設に関する計画を定めることに対して、地区計画は地区内の用途地域の規制・緩和や、小規模な公共施設に関する計画になります。こちらが地区計画のイメージ図です。地区計画では地区内において地区の目標、将来像を建て、それを踏まえたうえで、例えばこのエリアは住宅地であるから工場を建てられないようにするとか、ここには道路と公園を整備しようとか、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定めることができます。

次に黒磯地区の福祉交流のまちづくりについてご説明します。計画地は赤丸でお示ししている箇所は黒磯地区となり、かつて岩国医療センターがありましたが現在は愛宕地区に移転し、その跡地利用について検討が進められている土地になります。こちらがその拡大図です。向かって右側の海側には JR 山陽本線、国道 188 号線があり当地区は山側に位置しています。現地の写真がこちらです。計画地は赤枠部となります。山側に向けて高く、ひな壇上となっており瀬戸内海を眺望できる地形となっています。

黒磯の岩国医療センター跡地のまちづくりについては岩国市の上位計画にも位置付けられています。山口県が定める都市計画区域マスタープランには、「誰もが支えあう地域支援と交流のまち」の実現に向け、福祉・交流拠点のまちづくりを目指し、周辺地域の住環境や自然環境等に配慮した適切な土地利用の誘導を図る」。岩国市が定める岩国市都市計画マスタープランには、「市民が安心していきいきと暮らすことができるよう「福祉のまちづくり」を目指し、周辺地域の住環境や自然環境等に配慮した適切な土地利用の誘導を図ります」、また岩国市立地適正化計画には「福祉や科学学習、健康増進、ふれあい交流などの機能を有した総合的な福祉・交流拠点の実現を目指します」と位置付けられているように当地区は福祉・交流のまちづくりを目指しています。

次に福祉・交流のまちづくり事業の経緯についてご説明します。事業課は拠点整備推進課になりますが平成 28 年から平成 30 年まで検討委員会や意見交換会、住民説明会の開催を行い「福祉・交流まちづくり構想」を策定しました。それらをもとに基本計画・基本設計について令和元年度 9 月に意見交換会、昨年度の 9 月に住民説明会を行い基本計画・基本設計を策定しました。こちらがその事業の概要になります。参考資料の 1 ページ、2 ページをご覧ください。基本方針は誰もが支えあう地域支援と交流のまちとし、ひな壇上の地形を活かし福祉・科学学習施設を核とした総合的な福祉交流のまちづくりを目指すものです。中央の黒色のゾーンの福祉・科学学習施設には総合的な福祉活動を行う福祉センター機能や科学センター機能などにより構成し、地形や瀬戸内海の眺望を最大限に活かした配置とします。右側の青色のゾーンには屋内施設と連携した各種イベントを行う芝生広場や展望デッキを配置します。左側

のオレンジのゾーンには高低差を利用した自然体験学習やビオトープなど、科学センターと一体的な学びの機能を配置します。上側の赤色のゾーンには多目的広場を利用した様々なスポーツ活動やウォーキング・ジョギングなど、また災害時におけるボランティア活動拠点の臨時駐車場などに利用可能となる施設を設けます。赤色のゾーンの北側には病院・薬局用地を確保し医療関連施設の誘致を行います。

次に地区計画を決定する目的についてご説明します。一つ目は都市機能の集積として地区内の道路や公園の整備、土地利用の規制・緩和により福祉交流拠点に必要な機能の確保。二つ目に周辺交通環境の整備促進として具体的には当地区の山側を計画している藤生長野線や最寄り駅の藤生駅からのアクセス、また周辺の生活道路の整備の促進。三つ目に病院・薬局用地として確保している場所への誘導促進。四つ目に岩国市の都市計画に位置付けることで改めて当地区のまちづくりの周知。これらの目的により当地区に地区計画を定め福祉・交流まちづくりの実現を目指します。

それでは、今回決定する地区計画の内容についてご説明します。お手元の審議資料の2ページ、3ページの計画書をご覧ください。まず本地区計画の目標は岩国市の上位計画である都市計画マスタープランには「福祉のまちづくり」、立地適正化計画には「福祉・交流拠点」として位置づけられていることから、福祉・教育・文化による交流空間を一体的に整備することにより、本市の福祉・交流拠点として都市機能の集積とともに、安心かつ豊かな都市環境の形成を図ることとしています。そのような福祉・交流拠点の形成を目指すために土地利用に関する基本方針として、現在の用途地域は第1種中高層専用地域と第1種住居地域であり、主に住環境の保全を目的とした用途地域が定められています。周辺の住環境との調和を図りつつ、本市の福祉・交流拠点として都市機能の集積をするために中央に流れている上浜川を境に二つのエリアを設定し、それぞれ方針を定めました。南側のサウスエリアには科学学習機能や劇場、集会場、事務所などを備えた多機能複合型施設や、その周辺にビオトープや広場を整備することにより福祉・教育・文化を軸とした交流やふれあいの空間の創出を図ります。北側のノースエリアには公園施設として多目的広場やウォーキング、ジョギングに利用可能な園路の整備をするとともに医療関係施設の整備を推進することにより、市民のヘルスケアに資する空間の創出を図ります。次に区域の整備、開発及び保全に関する方針としては、まず公共施設として地区計画区域内に公園、面積約2.4haを一か所と地区幹線道路を3路線配置します。またノースエリアには医療関係施設の誘致を行うことにより、その整備を推進します。建築物に関する事項として建築物の用途の制限では福祉・交流拠点として都市機能の集約を図るために地区計画の範囲内に住居系

の用途を制限します。右側のノースエリアについては医療関連施設として住宅兼薬局が建築される可能性があるため、事務所と日用品の販売を主たる目的とする店舗について除外しています。こちらがただいまご説明した計画図になります。審議資料の5ページをご覧ください。上浜川を境に南北でエリアを分け、それぞれ土地利用の方針を定めています。公共施設として道路については自動車交通を安全かつ円滑に処理するため地区幹線道路1号（幅員11.5m、延長約320m）、地区幹線道路2号（幅員11.5m、延長約400m）、地区幹線道路3号（幅員9.5m、延長約65m）を整備します。またノースエリアには市民のスポーツ活動の促進や災害時におけるボランティア活動拠点として利用可能な約2.4haの公園を整備します。こちらは各エリアの施設配置の参考図になります。参考資料の3ページをご覧ください。ノースエリアには公園のほか、病院・薬局を誘致するための用地を配置しています。サウスエリアには科学センター、福祉センター、温浴施設、ホールなどの機能を備えた多機能複合型施設を整備します。

最後にスケジュールについてご説明いたします。都市計画決定の手続きについて昨年の10月26日から11月9日までの期間に地区計画の原案の縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。今年1月28日、30日の両日、灘供用会館および岩国市民文化会館において都市計画素案の説明会を開催し15名の参加がありました。また都市計画決定素案の閲覧期間中、決定素案に対する公述の申し出を受け付けましたが、公述申し出はありませんでしたので公聴会は開催しておりません。次に決定案の縦覧を行いました。縦覧期間中、変更案に関する意見書の提出はありませんでした。都市計画決定の告示については5月中を予定としております。また福祉・交流のまちづくり事業の今後の流れについてですが、現在は基本計画・基本設計を終了した段階になり実施設計に着手している状況です。今後は都市計画決定の後に土木・建築工事を行い、令和7年度の完成を目指して整備を進めてまいります。以上、議案第43号についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○塚本会長 ありがとうございます。地区計画という言葉はなかなか耳慣れない言葉だと思います。地区計画という制度は1980年に創設されたものです。この審議会ですべて審議されている「用途地域」は、この場所でこの建物しか建てられませんよとか、この場所ではこの建物は建ててはいけませんよというように用途を決めるものです。用途地域の制限はどこでも一律にそうになっていますが、この場所でこんなまちづくりをしたいと思っても用途地域には書き込んでいないのでどうしようもないということがあります。本当はいい住宅地にしたいけれども、用途地域で許容されるため隣に高い建物が建って日陰になってしまうというようなことが今もいろいろなところでありま

す。しかし1970年代後半に、自分たちの地域を自分たちでいい街にしていきたいと考えたときに都市計画の制度としてもきちんと担保できるしくみをつくった方がよいという動きがあり、「地区計画」が創設されました。先ほどお聞きしたら岩国市でも地区計画がいくつか決定されているようですが、要はある地域の中で、用途地域より厳しいルールを自分たちで作っていい街をみんなで作っていくようにしようとか、言い方は悪いですけどもけしからぬものが入ってこないようにしようとした時に、それだけだと民間の約束事にしか過ぎないけれども、それを都市計画の中に書き込むことによって岩国市の制度として強制力を持ったルールにするというのが地区計画です。

当初は住宅地を中心に地区計画が定められました。私が関わった事例では、東広島市の広島大学キャンパスに隣接した水田が多く残る地域で学生街をつくりたいということで、この地域を市街化区域に編入すると同時に地区計画を決定しました。その中では、大学生が住む学生アパート街にふさわしい環境にするため建築物を制限したり、にぎわいをつくるため近隣商業地域の道路沿いの一階には住宅を建てないようにしてお店がつながるようにするなどのルールをつくりました。これは、地主さんにとってはものすごい制限になりますが、地元の方が自分たちのルールにすることを決めて、東広島市が都市計画決定をして、それをもとに民間の方が建物を建てることが行われてきて、現在は学生街のまちなみができあがっています。

本議案の対象となる事業は公共事業であり、本来は地区計画を作らなくてもよいかもしれませんが、医療施設を誘致するとか新たな施設を造られるということなので、用途地域の範囲であってもふさわしくない施設の建築を制限することや、民間の住宅団地の場合は開発許可の基準に従って道路等が造られますが、あらかじめ道路の位置を都市計画で指定することによって将来的に道路を担保するといったルールをつくらせようとしているのが今回の地区計画だというご理解でよろしいかと思えます。ご説明にあったとおり、黒磯地区のまちづくりの計画については手順を踏んで決定されております。今回ご意見をいただきたいのは計画の内容の是非ではなく、この計画の内容を地区計画という形で法律に書き込むことについて何か問題はありますかという趣旨だと思えますので、その点をご理解いただいて、なにか気になる点や疑問に思われる点がありましたら遠慮なくお願いいたします。

○安本委員 地区計画には直接関係がないかもしれませんが、国道188号からのアクセスですけれども、ここは拡幅、改良予定があるのかということと、南バイパスからのアクセスについても現状どのような状況になっているのかお聞きしたいです。

○塚本会長 ありがとうございます。では事務局から説明お願いいたします。

- 事務局 はい。最初の国道 188 号の現道からのアクセスについてはこれまでに安全な接続が可能なのかということをお管が拠点整備推進課の方になりますが、そちらの方で検討していただいております。実情からいいますと、線路の軌道軸と国道線形があまりにも近すぎるので、安全上の距離、離隔とありますが、それを取るのが非常に難しい状況です。それならば線路の上を高架で飛ばして道路を検討したらどうかという話などもいただいておりますので、一応高架の場合も検討しておりますが膨大な事業費がかかるということを確認しております。費用対効果や現在の地形、線路と国道の位置に対して高架で造るのが難しい状況にありますので、こちら側から福祉交流まちづくり地区への整理は厳しい状況にございます。今後の行政側の考え方としては2つ目にお話をいただきました藤生長野バイパスからのアクセス道路をしっかりと整備していきたいという方針であります。国道については国道交通省さんの方が直轄で工事されると、アクセス道路については県と市で連携を図りながら整備に向けて調整をおこなっているところでございます。今後は藤生長野バイパスが完成しましたら、現在の踏切を渡ってというのがなくなるわけではないのですが、主にこの地区へのアクセスとしては藤生長野バイパスからのアクセスを整備して主流にしたいと考えております。
- 事務局 拠点整備推進課の方からも説明させていただきます。いま周辺の道路事情ということで説明がありましたが、そのアクセスについて、さらに市の方で藤生駅とこのまちづくり区域とを結ぶ安全快適な歩行空間の確保を目的としたアクセス道路を検討しており、地区外からの交通については先ほどの藤生長野バイパスからのアクセスと併せて処理したいと考えております。
- 塚本会長 よろしいでしょうか。それでは植松委員お願いいたします。
- 植松委員 安本委員のご質問と関連いたしますが、高架の問題は何年か前に出たと思いますが、計画倒れになったと聞いております。やはりこのような大きな計画をする際にはアクセス道路は必要だと思っておりますが、ただ弱点は踏切があり、その部分がかかなり狭いということで昔まだ国病がここにあったときは利用しておりました、その経験があります。また上の黒磯団地を通っているバスが通津に抜ける道も利用させていただいておりましたが、やはりアクセスするのに困難なところがあると思っておりますので、この周辺の整備は地区計画を策定しながら都市計画道路も拡幅しないと利用しにくいような計画になってしまうのであれば、もったいないので、せつかくであれば外周りのことも考えて並行して進めていただければと思います。
- 塚本会長 ありがとうございます。ご意見ということだと思いますので、是非検討をお願いいたします。

- 桑重委員 桑重です。科学センターが移転されるということで、古い庁舎がありますけれども、これが科学センター？というようにものすごくひどいです。新しくなるということなので、なかなか手を入れられない状況にあるのかなと思います。いま市内にあった施設があのようなところにできたら子ども達はどのようにして行くのか、その足を考えてあげないと全然活用されないのではないかと思います。たまたま私は市内の川下におり、すごく近いところにいたので子どものときに行ったりとか、昔はご存じのように市の庁舎の最上階に科学センターがありました。そのようなところにあったものが、このようなところにいってしまうとなかなか足の確保を考えてあげないと活用が非常に難しくなるのではないかと思います。また福祉の部分についてもこの地区の方は利用されると思いますけれども、市内に住んでいる方が人口的には圧倒的に多いわけですから、その利便性というのを考えてあげて、例えばいわくにバスの運用をどのようにしていくのかなど、連携をしておかないと建物ができたけど何も活用されないという事態が起きてしまうのではないかと危惧されます。地区計画とか非常にいいことなのですが、本当に今後活用されるのかというのが一番の懸念事項でございます。
- 塚本会長 ありがとうございます。そのあたりは恐らく検討されているのではないかと思います。そのことについてどのように考えていらっしゃるのかご説明できるようでしたらお願いいたします。
- 事務局 はい。それでは拠点整備推進課の方からご説明をさせていただきます。確かに利用者の利便性について検討をというところで、先ほどもお話をさせていただいたように、まず藤生駅からの歩行者の利用として安全快適な空間ということでアクセスを整備していきたいと考えており、併せて公共交通ということでそういった配慮、またバス事業者とも調整をさせていただきたいと考えております。また、こちらの計画には駐車場も十分に用意させていただこうということで、やはり小さなお子さんがひとりで来られるというのは非常に想定しづらいこともありますので、公共交通の充実、自家用車の利用の充実というところで対応していきたいと考えております。
- 桑重委員 もう一つ。今日廣田委員が教育委員会の代表ということで出られる予定だったと思われませんが、是非、学校関係者の方と十分詰めておいていただきたいと思います。いわゆる子ども達のための施設を造るわけですから、先生方がどのようにこれを活かしていこうと考えているのか教育委員会と十分打ち合わせをしてほしいです。それが今後、例えば先生達がそういう施設を活用した勉強をするとか、そういうものをもっていたかかないと、教育関係者と市の計画を練る部署が一体となっていていなければ全然活用さ

れないようになると思います。是非、教育関係者との連携もしていただいてほしいなと思います。

- 塚本会長 ありがとうございます。何かそのような経緯がございましたらご報告いただければと思います。
- 事務局 はい。教育委員会との連携については、当然の話でございます。こちらもちづくり構想、基本計画、基本設計といった段階のなかで健康福祉部、教育委員会と連携してチームを組んで、そちらの要望を踏まえながら施設の規模や施設配置を検討してまいりましたのでご理解いただけたらと思います。
- 塚本会長 ありがとうございます。ほかにご意見等ありますでしょうか。
- 大西委員 都市計画そのものに関わるわけではないのですが、公園エリアが2.4ヘクタール取ってあります。議会でも出ましたがこの公園に障がい児が安心して使えるようにしてほしいと要望が出ております。実施計画に入っているということですが、こういった要望に対してどのような取組をされているのかお尋ねしたいと思います。
- 塚本会長 ありがとうございます。よろしく願いいたします。
- 事務局 はい。障がい児が遊べる公園というのはここだけの問題ではなくて、岩国市としても取り組むべき課題であると考えています。そうしたなかで議会の方でもご答弁させていただきましたけれども、これから造る施設でありますのでそういった障がい児も遊べるバリアフリーやユニバーサルデザインということも考えながら、ここの整備をしていきたいと考えております。公園だけではなくてサウスエリアについてもそういった視点をもって関係者の方々と意見交換をしながら整備の方を進めてまいりたいと思っております。
- 大西委員 せっかく今からできる施設ですので、そういった声を吸い上げて本当に良かったと言えるような、喜ばれる施設にさせていただきたいと思っております。どこにもないものですから是非より良いものをということで要望いたします。
- 塚本会長 ありがとうございます。ほかにご意見ありますでしょうか。
- 桑田委員 桑田でございます。確認をさせていただきたいのですが、地区幹線道路2号の南側の山を削って道路を広げて、今は車両が通行できないようになっていますけれども、そちらの出口と、南バイパスを除くと灘中の裏を通っていく道と山道の道路と、それとこの3本くらいだろうと思います。やはりアクセスなどの周辺の交通環境がすごく気になります。現状でも黒磯から国道に抜ける場合に結構渋滞するときはですね、右折ができないという要望もあって、現状でもそういう状況ですので新たな施設ができる場合にここ

は土砂災害警戒区域いわゆるイエローを含んでいますので災害ボランティアの方々が集まる場所としての交通環境も含めて道路に課題があるかなと思います。それを南バイパスの南伸によって解決していく予定ですとって時期的なものと考えると大丈夫なのかなという心配があるのですが、その点について教えていただけますか。

- 塚本会長 ありがとうございます。お願いいたします。
- 事務局 はい。周辺環境ということで道路の問題については基本構想から基本計画に立案していく中で地元の方々からも多くの意見をいただいております。周辺の道路につきましては桑田委員がご指摘いただきました地区幹線道路2号については青木地区との連携という地元の方からの要望もありましたので、こちらをつなげていながら利便性を図っていく、そして地区の南側にある、いつも天叟寺側にある市道と申しておりますが、この道路についても離合がしやすいような道路を計画しております。そのほかについても、先ほどからご説明していますように周辺の道路は9mから11mくらいの道路を計画しておりますので、この周辺の接道については満足されているのではないかと考えております。もう1点、この地域以外からの道路でございますけれども、こちらについては藤生長野バイパス、これはいま国のほうで事業を進められておまして調査・設計等を実施されて順調に計画通り進んでいると聞いております。それと合わせてそこからのアクセスについては国の方へ黒磯地区のまちづくりについては令和7年度を目標に完成を目指していきたいと申し上げながら、関係機関を含めて努力をしていくと認識しているところあり、国・県・市が連携しながらアクセスについて検討してまいります。先ほど拠点整備課長が申しあげましたように藤生駅からのアクセスにつきましても、こちらも地権者さんがおられますのでお願いをしながら、できるだけオープンに合わせられるように努力をしていきたいと思っております。
- 桑田委員 ありがとうございます。いま、おっしゃられたように現状についてかなり要望があるくらいですから丁寧に、またしっかり連携を取って地域の方が困られないように対応をお願いいたします。線路沿いに188号と山陽本線の間にも1本市道が通っていますので、その辺の国道への出口とか迂回路として使用された場合混雑が予想されます。また工事期間中であるとか現状でも問題意識が高いところであるので周辺の交通環境には気を付けて進めてもらいたいと思います。
- 塚本会長 はい、ありがとうございます。ほかにはご質問ありませんでしょうか。

○桑重委員 今回の地区計画の範囲は全て市有地ということでよろしいでしょうか。なぜかと言いますと医療施設について誘致ということをおっしゃられたと思いますが、ノースエリアの右角にあるところですね。そこを市有地として貸すのか、売却するのか、そのあたりのことについて地区計画では建物が建つと思われるので、この場所はどうかかなと思ったのと、もともとここには国病があったわけですから医療施設がなくなったから地元要望があってそのような施設をされているのかどうかというのを教えていただければと思います。要は土地利用をされるということなので、すべて市が持っている先ほど塚本先生がおっしゃっていましたが、極端に言えば何もしなくてもある程度、市の主体でできるんだと思いますけれども、この土地がどうなるんだろうということがあったのでよろしくお願いいたします。

○塚本会長 ご説明よろしくをお願いいたします。

○事務局 最初に私がお挨拶で平成 28 年に市が取得したと大雑把に申し上げましたけれども、実は市の土地開発公社のほうで現在この土地利用の部分を取得しております。そのほかのところはもともとの河川区域であったり市道区域であったりということで市が管理する土地ということになっています。一部、山口県が所有している土地もこの区域には入っていますが、ここについては県営住宅がございますので県の住宅課と調整をしております。基本的にはほとんど市の土地ではありますけれども、それ以外も含めて合意形成ができていくところです。それから病院・薬局用地でございますけれども、これは別に市の用地でありましょうが民間の用地でありましょうが地区計画として所有権は関係ありません。ここの土地利用に対して病院・薬局用地として活用ができるということを考えておりますので所有ということについては市の所有であろうが民間の所有であろうが計画には影響はないと考えております。今回の地区計画を立てるときの一つの効果として市として都市計画に定めて、このようなまちづくりをしていくんだということをお示しすることによって医療機関についても市がこのようなまちづくりをするのであれば、ここに開院してみようかと思っただきたいと思うところもありまして今回地区計画を立てて薬局・病院用地をここに設定したいという市の考え方を示しながら誘致の方へつなげていきたいと思っております。この条件については現在担当部局の方で検討の方を進めていくと聞いております。

○塚本会長 よろしいでしょうか。

○桑重委員 はい。

○塚本会長 ほかにご質問等ございますでしょうか。はい。それでは皆様のご意見もいただきましたので審議会としての意見を取りまとめたいと思います。今までご意見・ご質問等ございまして、この計画、開発についてのご質問・

ご提案ということでございましたけれども、地区計画を定めることについて特段のご異議ございませんということで判断いたしましたので、この度付議されました議案第 43 号について原案のとおり可決決定する旨を市長に答申することによろしいでしょうか。

- 審議会委員 異議なし。
- 塚本会長 ありがとうございます。異議がないものと認めます。議案第 43 号について当審議会として原案のとおり可決決定した旨を市長へ答申いたします。ありがとうございます。ではここで拠点整備推進課の方はご退出いただきます。

■議案第 44 号・諮問第 25 号

- 塚本会長 それでは続きまして日程第 3 議案第 44 号ならびに日程第 4 諮問第 25 号岩国都市計画道路の変更について審議したいと思います。この 2 つは関連がありますので一括して審議したいと思います。それでは事務局からご説明お願いいたします。
- 事務局 それでは議案第 44 号南岩国停車場天地線、他 3 路線にかかる「岩国都市計画道路の変更」及び、諮問第 25 号岩国停車場保津線にかかる「岩国都市計画道路の変更」について、こちらの 2 つは関連がありますので一括してご説明させていただきます。説明内容ですが、はじめに本市全体での都市計画道路の見直しについて説明を行い、次に各路線についての都市計画の変更案についてご説明し、最後に都市計画変更手続きの流れについてご説明させていただきます。

はじめに都市計画道路とは都市の骨格を形成する重要な都市施設で、都市計画法に基づき位置づけられている道路の計画です。都市計画道路を定めることによってその道路計画の区域に一定の建築制限をかけ、将来、道路を整備するには円滑な整備ができるようになっていきます。本市の都市計画道路の現状についてですが、ご覧いただいている図は岩国市で計画決定されている都市計画道路を示したものになります。青色が整備済みの路線、緑色が都市計画決定から経過年数が 50 年未満のもの、赤色が 50 年以上経過しているものになります。ご覧の通り岩国市では決定してから長期にわたって完成していない路線が多くあり、決定した当初と現在とでは社会状況が変化していることから都市計画道路の見直しを進めてきました。

本市では都市計画道路の見直しについて平成 26 年度から行ってきました。見直しを行うにあたり、まずは「見直し基本方針」を策定し、見直し基準に沿って見直しを行いました。さらに「道路整備プログラム」により道路整備の優先度の評価を行い、最後にパブリックコメントを実施し、平成 29 年に最

終見直し案を策定いたしました。その最終見直し案がこちらになります。青色の線が存続案で黄色の線が変更案、赤色の線が廃止案となります。これまで地区ごとに順次変更をおこなっており、H30年度は御庄地区、昨年度は岩国・横山地区の見直しを行いました。今回の見直しでは南岩国地区の2路線と最終見直し案の時点では存続案となっていますが、別の新規路線が決定されたことから改めて個別に見直した岩国停車場保津線と、その変更に伴う2路線の合計5路線の変更を行います。

それでは個別の路線についてご説明させていただきます。

まずは南岩国停車場天地線、通称天地線と牛野谷天地線、旧牛野谷灘線についてです。ご覧の図は天地線と牛野谷灘線の全体図になります。オレンジ色で示している天地線は南岩国駅前に計画している道路であり、緑色で示している牛野谷灘線は総合体育館付近から東洋紡付近までを計画している道路です。次に天地線と牛野谷灘線の都市計画決定の経緯についてご説明します。天地線は昭和30年に、牛野谷灘線は昭和39年に都市計画決定されています。当初の都市計画決定の目的ですが、天地線は市全体における総合的な基礎調査の結果を検討した中で都市計画決定されたものであり、牛野谷灘線は藤生地区への火力発電所の新設及び、これに関連した尾津地区への石油コンビナート工場誘致計画など、市勢の激しい変化・発展に対処するため総合的な検討により都市計画決定されたものです。

それでは、まず天地線に関する変更からご説明します。御覧いただいているのは変更前の南岩国地区の拡大図です。オレンジ色の線をご覧ください。変更前の計画では南岩国駅前広場から現在ある市道を通り、中天地橋を渡り、緑色の牛野谷灘線に接続する計画となっています。なお、現計画では道路幅を18mもしくは25mに現道を広げる計画となっています

次に天地線の変更についてご説明します。オレンジ色の線をご覧ください。今回の変更点は3点あり、1点目はオレンジ色の点線部分の区間を廃止します。2点目は道路幅を25mに計画していた区間を道路幅16mに変更します。3点目は駅前広場の形を変更します。1点目の路線の一部を廃止する理由については新たに道路を作るのではなく、すでに2車線で整備されている青色の道路によって代替ルートが確保されていることから本区間を廃止します。2点目の道路幅を変更する理由は将来交通量の減少が予測されるため片側2車線の4車線となる道路とする必要はなく、片側1車線の2車線の16mに変更します。なお今ある道は歩道を含めおよそ10m幅であるため、引き続き北側には5~6mの幅の規制が残ります。3点目の駅前広場の変更については国道188号と南岩国駅の間におさまるように形を変更します。

次に牛野谷灘線の計画変更についてです。こちらの図は牛野谷灘線の全体図となります。緑色の実線で示している中央図書館付近から松山団地付近までの区間とすみれが丘団地の入り口の交差点から総合体育館付近までの区間は整備が完了しています。黄色で示している松山団地付近から、すみれが丘団地の入り口の交差点までの区間については現道があるものの、道路が不十分であり今後整備が必要な区間となっています。今回の変更では南岩国地区の緑色の点線の区間を廃止としますが、それ以外の区間については必要性があるため存続としています。廃止区間である南岩国地区の拡大図です。緑色の線をご覧ください。今回の変更では緑の点線を廃止とします。廃止の理由としては牛野谷灘線を計画した当初の目的では、尾津一帯の開発に伴う交通量の増加を見込み計画されましたが、決定当初から社会状況が変化し、現在では将来交通量が見込まれないため、この区間の必要性が低下していること、また平田方面から南岩国地区へ向かうアクセスとして青色の道路およびオレンジ色の天地線を代替路線と考えられることから、本区間を廃止します。

ご覧いただいているのは今回の変更をふまえた南岩国地区の図です。天地線は幅員を16mに縮小変更し一部区間を廃止します。また駅前広場を縮小変更します。牛野谷灘線は東洋紡付近から中央図書館付近までの区間を廃止します。

次に岩国停車場保津線、通称保津線の説明をさせていただきます。まず保津線についての概要ですが現在の計画では岩国駅前から通津美が浦公園付近までを計画している路線であり、岩国駅前の一部区間を除いて国道188号を拡幅する計画となっています。次に保津線の都市計画決定された経緯ですが最初に決定されたのは昭和30年になります。決定の理由として麻里布町から保津町までの交通機能の強化を目的として都市計画決定され、以降、幅員の変更などがおこなわれ、現在の計画となっています。

次に保津線の廃止内容と理由になります。廃止の理由として赤色の保津線は岩国駅前から通津美が浦公園付近までの国道188号を拡幅する計画でしたが、並行路線である青色の岩国南道路が暫定供用済みであり、また黄色の藤生長野線が平成31年度より事業化されたことから将来交通量は分散され、現道である国道188号で交通処理できる見込みとなりました。そのため、保津線は最終見直し案においては存続案となっていました。国、県と協議を行った上、廃止の方針となりました。なお、国道188号線の交通量は平成27年に最大で約20,000台でしたが岩国南道路と藤生長野線によって交通量が分散されることにより令和12年には約5,000台から10,000台に減少することが予測されています。ご覧の図は現在の国道188号です。計画されている道路幅のうち、ほとんどの区間については計画している道路幅の2/3を確保

しています。また全線2車線が確保されていることから現在の国道188号で将来交通量进行处理することができます。以上の理由から保津線の計画を廃止いたしますが一部歩道が狭い区間や越波などの危険な箇所については国へ要望し、必要に応じて整備をおこなっていく方針とします。

次に保津線の変更に伴う2路線の終点の変更になります。1つ目は南岩国線です。ご覧の図は南岩国地区のアルクや明屋書店の前の交差点です。これまで保津線と接続するように計画していましたが、今回の廃止に伴い接続する計画上の道路がなくなることから、現在の国道188号へ接続するよう変更します。2つ目は昭和町藤生線です。ご覧の図は藤生町の中国電力の前の交差点です。南岩国線の変更と同様にこれまで保津線と接続するように計画していましたが、今回の廃止に伴い接続する計画上の道路がなくなることから、現在の国道188号へ接続するよう変更します。最後に今回の都市計画変更の流れと今後の予定についてご説明させていただきます。平成29年に市が作成した都市計画道路見直し案を基に、昨年8月22日と26日に中央図書館および市民文化会館において、地権者の方と地区にお住まいの方々を対象に計6回の意見交換会を開催し、75名の参加がありました。意見交換会開催の後、都市計画の変更の素案を作成し、都市計画変更の手続きを進めてまいりました。都市計画決定に伴う手続きについてですが、昨年11月5日、8日に中央図書館、および岩国市民文化会館において計3回、都市計画素案の説明会を開催し32名の参加がありました。また、都市計画変更素案の閲覧期間中、変更素案に対する公述の申し出を受け付けましたが、公述申し出はありませんでしたので、公聴会は開催しておりません。次に変更案の縦覧を行いました。縦覧期間中、変更案に関する意見書の提出はありませんでした。岩国市決定の4路線につきましては本日の審議会委員の皆様からいただいたご意見を踏まえ、山口県知事への協議を行います。山口県決定の岩国停車場保津線につきましては山口県都市計画審議会に付議し、すべての路線について8月に決定の告示を行う予定としております。以上、議案第44号及び、諮問第25号についての説明を終わります。ご審議の程よろしく願います。

- 塚本会長 はい。ありがとうございます。大きなものから小さなものまでありましたので、すこし頭の整理が必要ですがけれども後半に説明のありました2件はこのあたりからずっと南岩国を通って柳井の方へ向かっていく道路の決定を廃止することによって接続する道路の線が変わったので、その部分を今ある道路に接続しますよという意味ですので軽微な変更だろうと思います。前半の1つ目が南岩国地区のまちづくりに関する都市計画道路を変更されるということで2つ目が国道188号とほぼ並行して走っているかなり

長い区間について都市計画道路としての指定を廃止するということの説明でございました。これにつきましてご質問・ご意見ありましたらよろしくお願いたします。

- 中村委員 都市計画変更についてですが、変更することによって説明のあったもの以外で整備計画や、いままで予定していた計画等の変更はありますか。
- 塚本会長 ありがとうございます。今のご質問ですがいかがでしょうか
- 事務局 はい。ございません。
- 中村委員 例えば、小さな歩道の整備とかこの部分だけは広げようとかまちづくりの上における小さな計画とかですね、大きなものではなくて地域に根差したような変更や計画があった場合、変更があるかないかということですか。
- 事務局 はい。ございません。基本的に都市計画道路の見直しでございますので道路の規格が大きいネットワークとしての道路の見直しということで、いま、お話いただきました道路の性格でいくと生活道路とか市民の方が頻繁に利用される道路等の部分的な改良や交通対策とかそういったお話だと思われまので、そういったことについてはこれまでと同様に安全対策の整備を図っていくというところでございます。都市計画道路の計画が無くなったからといって整備に影響するといったことはございません。
- 中村委員 わかりました。
- 塚本会長 ありがとうございます。はい、お願いたします。
- 桑田委員 いまそれに関係する計画はございませんということでしたので検討等は行われると思いますが、天地線の方へ触れたいのですがよろしいでしょうか。天地線の一部区間の廃止なのですが南岩国駅から南バイパスに向けて代替路線になっているから中天地橋に向けて一部廃止という説明がありました。この路線は生活道路で代替路線として廃止区間の青色部分ですね、あの部分が代替路線とされていますが生活道路として使われている今の道路を廃止するわけですね。それについて何らかの整備が必要だと思うんですが、あそこは抜け道として南岩国駅から来て左折をして下を降りて行って、また少し上がって橋を渡るという形なのですが、雨が降るとあそこには排水路が2本通っていますよね。また傾斜、勾配も結構急ですし離合もしづらいですし、生活道路なのでそこを廃止して何らかの検討があるのかどうかということと、また橋を渡ってさらに南方面へ行くと5差路があつて左へ曲がると南のフジへ出るのですが、あのあたりも道路が狭いですが生活道路として結構利用されていますね。その辺の改修工事を含めた検討はされるのでしょうか。計画は無いということはお聞きしましたが、そのあたりを教えてください。

○事務局 はい。今のお話は画面で言いますとグレーの破線の部分が青色の代替ルートがあるので都市計画道路として法的な位置づけから外れると、言い換えれば将来道路として整備する考え方がなくなるので、現道の生活道路の交通環境が悪いなかで将来もう整備はしないのかという趣旨のお話だと思えますが、都市計画道路として既存の道路を整備していきますという考え方ではなくなりますが、生活道路も市道の改良や改善については、ここだけではなくて市内全域の生活道路の改善ということで道路課が所管で取り組んでおります。具体的に、この路線でいきますと聞いた話ではあるのですが、平田川の河川改修を管理者である県さんの方で随時進められていると伺っております。その中で、いま中天地橋は市が管理する市道の橋梁部ということになります。河川の改修に伴って、中天地橋の改修といいますか整備の計画を考えているということをお伺いしています。道路課とも調整していくということをお伺いしていますのでおのずと橋が新たに改修ということになれば道路を全く触らないということにはなりませんので、この橋の前後のたもとの交差点部と道路の勾配と見通しが悪く視距が取りにくいなかで狭いというところにありますので、この改修の計画と合わせて前後の市道の整理もおのずと行っていく形になると思うのかなと思います。そういう意味で検討があるのかなのかと聞かれば検討の話は伺っていますということでございます。

○塚本会長 はい。よろしくお願ひいたします。

○桑田委員 ありがとうございます。かなり安心はしました。どちらかというとう都市計画道路や幹線道路に注目が行くのですが地域の住民の方は幹線道路が渋滞しているとどうしても生活道路へ入っていくので、その道路の整備は課題になっていると思いますが検討もあるということをお話をお聞きしましたので安心しました。ありがとうございます。

○塚本会長 ありがとうございます。ほかにありますでしょうか。

○桑重委員 いま画面に出ている地図のことですけれども、青い部分が代替機能を果たしているからいいというお話だったのですけれども、いつもここを車で走っていて思いますが上の方に平田の方から小学校の方から下りてきてすぐ左折が多いんですね。左折してすぐ振替道路に入られる右折車がすごく多いんですよ。そこの車の流れが悪いために渋滞がナフコの前あたりで起きているんですね。結局は道路線形が悪すぎるんですよ。左折してまた右折とかやはり線形というものをある程度大切にしないといけないと思います。桑田委員もおっしゃられた生活道路とメインの道路、そうすると今の都市計画道路を廃止して昔の都市計画道路で天地線の方から南岩国バイパスを抜けてずっと行くというような構造は今の振り替えたときに混雑のま

までいいのかなというように疑問に思います。例えばアルゾの方に入っていく道路がありますけれども、あれを一気に改良して天地線の方へ結べば左折、右折じゃなくて左折しそのまま駅前の方へ行けば十字の交差になりますので右折車が少なくなって、もう少し車の流れがよくなるんじゃないかなと思います。それで思ったのが廃止ばかりですけれども、必要などころには都市計画道路の設定というのもあるのではないかなと思います。なにもかも廃止ではなくて、なぜ新しいこともしないのかなと思います。

○塚本会長 はい。ありがとうございます。今のご質問・ご意見についてどのように考えているのかあればお願いいたします。

○事務局 いまの平田小学校の方から来て左折して右折してその信号の間の距離が短いので車が詰まってしまうということで、現状としてはそういった現象が起きているということなのですが、今の南バイパスは暫定供用中ということもありまして将来にはここは今使っている暫定供用の道路は平面的な位置はまた改めて整理されると思うんですが、本線が高架でここを渡って上りが2車線、下りが2車線の自動車専用道路ということで歩行者が通れない部分ができるということで、その沿道の車の出入りのための側道としての一部が暫定的にできているということになりますので完成形を見据えれば、いまの信号の距離が近いとかということも踏まえて最終的には整理されるという考え方にはなっています。実情においてはそういった事態があるということでも聞いた話にはなりますが、以前、国土交通省さんの方で交差点の距離が近くて朝夕渋滞が発生するということに対して懸念しているということも伺ったこともありますので、現状における交通対策の1つとして信号のサイクルを変えとか、そういった対策を取れないことはないかなと思います。そのほかに形状に対してすぐに対応するというのはなかなか厳しい状況にあるのではないかと思います。南バイパスの完成形のお話をさせていただきましたが、元々、万惣さんがあったところの交差点ですが、暫定的ということで信号がついていますが、これも完成形になるときちんとした交差点形状にするよう触っていくということになると思われますので、恐らくこのあたりの交差点の形状も最終的には整理されるという考え方ではあります。実情においては暫定ということにはなっていますが現状としてはそういう形になっていますので、このへんについてはそういったお話をいただいたということで国土交通省さんの方にも暫定供用とはいいいながらも渋滞解消になるような信号のサイクルの調整とか、そういったことも要望や改善策として本日お話をいただきましたので挙げてまいりたいと思います。もう1つ新しく都市計画道路を決定しないのかということなのですが、岩国市内は多くの都市計画道路が決定されており、当時は高度経済成長期で人口増で市

街地拡大の時代にたくさん都市計画道路を決定してしまっているということで、その後、未着手のまま今の人口現象、経済も低迷気味といった社会情勢の中で若干、当時と都市計画道路の性格や必要性も変わってきています。そのなかで、今までの都市計画道路が 50 年以上も未整備という中で、なかなか新規路線を定めるということは厳しいという考え方もありますので、そのあたりは慎重に新規路線を設定するという点については基本的に代替ルートで機能が確保できれば既存の道路をうまく活かしながらネットワークをつなげていくという考え方でなかなか新規路線が出てこないというのが実情でございます。

- 塚本会長 ありがとうございます。
- 桑重委員 国交省とのお話はわかるんですけども、長野の延長線が先にあると思うんですよ、そうするとこの辺りが高架になるというのはすごく先の話なんですよ。やはり 10 年先をみて計画を立てないと南バイパスが供用されてからもう 10 何年経っていて、予算がついたのは南の延伸の方で、実際この用地は遊んでいるんですよ。用地買収されていますから。やはりその分国交省と上手くお話されて活用することもしないと無駄な予算使用になっていると思います。国の税金をつかって用地を買われているんですから、上手く改良を進めていただきたいと思います。私が言ったようにすごく大きな都市計画道路ではなくて短い区間の都市計画道路の設定をして重点的に進めるという都市計画の考え方もあると思うんですよ。全体的なということだけではなくて、そういった道路整備もあるんじゃないかなと思います。整備が難しいからここは都市計画道路でやっていきましょうとか全体で考えると確かに住宅地がくっついているので難しいと思いますが小さなところの区間設定もありえるのではないかなと思います。お願いをしたい次第でございます。
- 塚本会長 はい。ありがとうございます。都市計画道路というものと一般の道路を改良していくというのは実は同じようで違うところがあったりしますから、本当は制度のことについて分かりやすく説明をいつかの時点で説明していただいて都市計画道路を作るしは決定するというのと道路を作るというのは同じ場合もありますし、全くではないかもしれませんが色々な方法で道路が作られていくということをご理解いただきながら、また市の方でも勉強させていただいたらと思います。ほかにもございますか。よろしいでしょうか。それではご意見も尽きたようでございますので、そろそろ審議会として意見を取りまとめたいと思います。この度付議されました議案第 44 号および諮問第 25 号について原案の通り可決決定する旨を市長に答申することよろしいでしょうか。
- 審議会委員 異議なし。

○塚本会長 はい。ありがとうございます。ご異議がないものと認めます。よって議案第 44 号および諮問第 25 号について審議会として原案の通り可決決定した旨を市長へ答申いたします。本日予定された議事については以上でございます。委員の皆様からなにかご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。皆様のご協力により円滑な審議を行うことができました。長時間にわたりご審議をいただきありがとうございます。では事務局から事務連絡等ございましたらよろしく願いいたします。

○事務局 本日は長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。受付でお預かりいたしました駐車券につきましては会場出入り口でお渡しいたします。精算処理をしていますので駐車場を出られる際にはそのままお通しいただいて結構です。それでは以上を持ちまして第 31 回岩国市都市計画審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

[11 時 30 分 閉会]

岩国市都市計画審議会条例施行規則第 13 条の規定により署名する。

令和 3 年 5 月 20 日

議事録署名委員 安本 政人

議事録署名委員 中村 雅一